

空知地域における配偶者からの暴力の防止及び 被害者保護に係る関係機関連絡会議設置要綱

1 名 称

この会議は「空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

2 目 的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第9条に基づき被害者の保護及び自立支援を適切に行うため、関係の行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力を図る。

3 協議事項

会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関、関係団体との情報交換及び連携・協力
- (2) その他目的達成に必要な事項

4 構 成

会議は別表に掲げる機関を持って構成するほか、配偶者からの暴力防止及び被害者保護のために必要とする関係者を加えることができる。

5 会議の開催等

会議は、年1回開催するほか、構成員の要望により必要に応じて開催することができる。

6 事務局

会議の事務局は、空知総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

7 見直し期限

会議は、令和3年3月31日を経過したとき、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。